

伊佐市農業委員会 9 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 27 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 23 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 | |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | 19 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | 20 番推進委員 |
| 11 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 7 番委員 8 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入) 申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

議案第 7 号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積 (地番指定) について

議案第 6 号「辞任届」の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本日は本年最後の総会になりました。
皆さんのおかげで無事1年間の総会を終えることができます。本当に1年間お疲れ様でした。
今から、まだ寒い時期が続きますので、風邪をひかないように体に気を付けて活動をお願いいたします。
本日は総会終了後、県の農業会議のMさんにより、農業者年金の加入推進についての研修会が計画されていますので、よろしく申し上げます。
本日は、14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
7番農業委員と8番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料は1から4ページになります。
基盤法による解約が17件、田41筆でありましたのでご報告いたします。

議長 続きまして、報告第2号「農地の利用目的変更」をお願いいたします。

事務局 報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る11日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
整理番号1番の申請者は、伊佐市大口大島に居住されています TKさん73歳です。
申請地は、伊佐市大口大島字若宮脇215番、地目は畑、地積は3,366㎡で、ニシムタ大口店より南へ約500mに位置し、県営圃場整備地

内の一角で畑として換地処分された土地です。

長年野菜や飼料作物を耕作していましたが、周囲は水田であり水利も確保できるため、今後は水稻を作付けしていきたいとのことでした。

周囲は田であり、申請地も畦畔があり田の形状となっていることと、大口中央土地改良区には相談を行い了解を受けていることから、問題はないと思われま

す。以上のことから、本届出は適切であると思われま

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、所有権移転についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

番号1番は、今年8月30日の総会において、議案第1号、番号1番で意見決定されましたが、所有者の死亡により相続人から取消し申請があり、相続登記完了により今回改めて意見を問うものであります。

譲渡人は、曾於郡大崎町菱田に居住されています市外住民の RGさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されています認定農業者の NNさん59歳で、経営面積は、田16,476㎡、養鶏3,380羽を飼養しています。

土地の所在地は、伊佐市菱刈前目字前田3728番、地目は田、地積は949㎡で、菱刈鉦山本鉦より西へ約1kmの圃場整備地域内に位置し、よく管理された田であります。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されています OKさん83歳です。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されています認定農業者の TIさん

43歳で、経営面積は、田96,452㎡、畑1,624㎡、計98,076㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字内村3087番地1、地目は田、地積は1,216㎡で、石井自治会館から北東へ約700mの圃場整備地域内に位置し、よく管理された田であります。

続きまして、基盤法の貸借についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。期間は3年から10年で、面積は田89,251㎡、畑16,639㎡の計105,890㎡です。利用権を設定する者の数37名、利用権の設定を受ける者の数21名です。

土地の詳細につきましては、7ページ番号1から14ページ番号39のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番、2番については譲受人が同一ですので、一括で報告をお願いいたします。

1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、去る12月21日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたしま

す。なお、整理番号1番、2番は譲受人が同一ですので一括で報告いたします。

申請人 OSさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は78歳です。

整理番号1番の渡し人 OKさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2383番で、地目は田、地積は504㎡です。

整理番号2番の渡し人 KSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2387番1で、地目は田、地積は522㎡です。

申請人の現在の経営面積は1,451㎡ですが、総会資料3ページの整理番号9番で、S農園さんとの利用権設定の合意解約がなされており、その面積が784㎡です。

OKさんより504㎡と KSさんより522㎡を合計しますと、3,261㎡で取得可能面積であります。

3名はお互い身内であり所有権移転贈与であります。

農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、航空写真等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号3番につきまして、去る12月19日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は39歳です。
渡し人 HEさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は92歳です。
申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房602番1で、地目は田、地積は1,961㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は155,485㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号4番につきまして、去る12月21日現地調査を行いましたので、私2番が報告をいたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は81歳です。
渡し人 HTさんは、鹿児島市伊敷台一丁目に居住され、市外住民です。
申請地は、伊佐市菱刈川北字小俣後3589番、地目は田、地積は3,071㎡、同じく字小俣後3614番4、地目は田、地積は401㎡、同じく字西山3768番10、地目は畑、地積は160㎡、3筆合計3,632㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、2,233㎡ですが、今回の贈与分3,632㎡を加えますと取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号5番につきまして、去る12月25日現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は81歳です。
渡し人 YKさんは、鹿児島市東坂元四丁目に居住され、市外住民です。
申請地は、伊佐市大口針持字田代1716番3外2筆で、地目は田、地

積は3筆合計5, 930㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は11,248㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る12月22日現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。

申請人 UMさんは、始良郡湧水町木場に居住され、市外住民で年齢は76歳です。

渡し人 USさんは、熊本県熊本市北区龍田に居住され、市外住民で年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字下水流1215番外2筆で、地目は田、地積は3筆合計4,546㎡と、前目字川頭1648番、地目は畑、地積は207㎡、4筆合計4,753㎡の農業廃止による所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分4,753㎡で取得可能面積でありま

す。農業従事者は2名で、通作距離は約1.2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めまます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号7番につきまして、去る12月21日現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたします。

申請人 ISさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前田3775番外1筆で、地目は田、地積は2筆合計1,846㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は24,273㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終

わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号8番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号8番につきまして、去る12月21日現地調査を行いましたの
で、私13番が報告をいたします。

この案件は、7月総会において議案第2号番号7番で、譲渡人死亡のため許可取り消しでしたが、今回相続人に相続後、改めて贈与許可申請が提出されました。

申請人 NYさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は85歳です。

渡し人 TSさんは、熊本県球磨郡あさぎり町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小川内字前田54番1で、地目は田、地積は227㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は3,672㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。
- 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号9番につきまして、去る12月21日現地調査を行いましたの
で、私9番が報告をいたします。
- 申請人 TMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は45歳です。
渡し人 TKさんは、熊本県水俣市月浦に居住され、市外住民です。
申請地は、伊佐市大口曾木字上馬場1001番2で、地目は畑、地積は
624㎡で所有権移転贈与であります。
- 受人の経営面積は3,253㎡で取得可能面積であります。農業従事者
は2名で、通作距離は自宅の隣で、現況はよく管理された農地であります。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終
わります。
- 議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号10番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る12月21日現地調査を行いましたので、私2番が報告をいたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小俣後3609番で、地目は田、地積は2,006㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は72,539㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号10番は、許可が決定いたしました

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外）」申出の意見決定について提案いたします。

整理番号1番から5番については、申請の目的と現地が一致していますので一括で報告をお願いします。10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議長より1番から5番まで一括で報告をとりましたが、1番から3番と、4番5番が少し違いますので、2つに分けて報告いたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号1番、2番、3番について、去る12月21日、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。

まず本申請3件につきましては、申請人がそれぞれ異なりますが、除外申請の目的が同じですのでまとめて報告いたします。

番号1番の申請人 YKさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1442番1外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計572㎡であります。

番号2番の申請人 KUさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1451番1外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計629㎡であります。

番号3番の申請人 UEさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は96歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1450番1で、地目は畑、地積は422㎡であります。

所在地は、湯之尾小学校から南東へ約1.2kmに位置し、現況は畑であり、東側は畑、北側は川内川の堤、西側は畑、南側は道路を挟んで田で、除外後は太陽光発電施設が計画されており、大阪府八尾市のF株式会社より総面積1,623㎡にパネル枚数272枚、発電能力91.12kWのシステムが提示されています。

続きまして番号4番の申請人 STさんは、伊佐市菱刈川北に居住さ

れ、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1439番1外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計1,508㎡であります。

次に番号5番の申請人 KZさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1447番1で、地目は畑、地積は300㎡であります。

所在地は、湯之尾小学校から南東へ約1.2kmに位置し、現況は畑であり、東側は畑、北側は川内川の堤、西側は畑、南側は道路を挟んで田で、除外後は太陽光発電施設が計画されており、東京都千代田区神田多町のM株式会社より総面積1,808㎡にパネル枚数360枚、発電能力113.4kWのシステムが提示されています。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、農地利利用計画変更、現地写真、委任状等が提出されています。

調査の結果、この5件の申請については3名の調査員の意見において申請地を農業振興地域整備計画の一部変更を行い除外することは問題ないと思われると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から5番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から5番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号6番について、去る12月21日、申請人のKHさん立会いのもと、7番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員3名で共同調査

を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1296番1外1筆で、地目は畑、地積は合計4,065㎡であります。

所在地は、九州電力変電所から南へ約200mに位置し、現況は畑であります。東側は道路、北側は山林、西側は山林、南側は太陽光発電施設で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、周囲は農振農用地ですが農用地区域外周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われま。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番、8番については、申請目的、現地が隣接しているため、一括で報告をお願いいたします。3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号7番、8番について、去る12月21日、申請人の代理人N行政書士立会いのもと、7番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

整理番号7番の申請人 MMさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されていま

す。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰965番5で、地目は畑、地積は3,322㎡であります。

次に整理番号8番の申請人 HMさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰964番で、地目は畑、地積は1,456㎡であります。

所在地は、九州電力変電所から道路を挟んで50mに位置し、現況は畑であります。東側は山林、北側は山林、西側は畑、南側は太陽光発電施設で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、西側は農地ですが農用地区域外周部のため、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響はないものと思われま。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見書、位置図、現地写真、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番、8番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番、8番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出
農 業 委 員 の意見決定の整理番号9番について、去る12月21日、申請人のSKさん立会いのもと、1番農業委員、16番推進委員、私7番農業委員3名で

共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は30歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ後2151番1で、地目は畑、地積は1,393㎡であります。

所在地は、パチンコMGMから東へ約1kmに位置し、現況は畑であります。東側は畑、西側は宅地及び雑種地、南側は畑、北側は農道で、周囲の農地の用水路及び排水路は確保しており、用途区分変更目的は農業用施設の建設であります。

この申請は具体的な転用計画があり、農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われま

す。添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見書、位置図等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の用途区分変更は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議長 7番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)」申出の意見決定について、申請件数9件について、意見決定9件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番

号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について報告申し上げます。

この案件につきましては、理由のところに書いてありますが、6月総会の5条申請で承認された案件になります。

承認され許可書を持参し法務局で登記申請をしようとしたのですが、法務局が個人名での登記ができないということで、今回H自治会を市の地縁団体として登録したうえでの申請になります。

変更前が申請人 HIさんで、この方はH自治会長さんで申請人住所が伊佐市大口田代で自宅での申請になっていました。

変更後は申請人 H自治会 会長 HI、申請人住所が伊佐市大口田代に変更しての申請になります。

添付書類として、事業変更申請書、地縁団体としての市からの通知の写し、自治会規約が添付されています

以上で報告を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、決定いたしました。

議長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月21日、申請人の代理人T司法書士立会いのもと、15番農業委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住されている NSさんで、年齢は51歳です。

譲渡人は、伊佐市大口青木に居住されている NMさんで、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字一本松ノ上929番21で、地目は畑、地積は494㎡です。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、大口東小学校より南へ約500mに位置しており、南側は市道を挟んで宅地、東側は畑、北側は畑、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、字図、平面図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月21日、申請人の代理人T行政書立会いのもと、8番推進委員、15番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口上町に居住されている KMさんで、年齢は67歳です。

譲渡人は、東京都世田谷区南鳥山に居住されている NYさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっています。

申請地は、伊佐市大口大島字馬場崎1232番1で、地目は畑、地積は524㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、ニシムタから南西へ約500mに位置しており、南側は道路、東側は山林と雑種地、北側は山林、西側は山林と宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、地積図、平面時、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る12月21日、申請人代理人T行政書士立会いのもと、8番農業委員、2番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、佐賀県佐賀市多布施に居住されている KHさんで、市外住民です。</p> <p>譲渡人は、名古屋市東区砂田橋に居住されている SHさんで、市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数400枚、発電出力49.6kWを予定しています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字上馬渡1261番で、地目は畑、地積は1,638㎡で、農地区分は、第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、馬渡自治会館より南西へ約50mに位置しており、東側は農道、西側も農道、南側は宅地、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、地籍図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、処分決定いたしました。</p>

- 議長 整理番号4番について、13番農業委員の報告を求めます。
- 13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る12月21日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、8番推進委員、15番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。
- 譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている YDさんで、年齢は30歳です。
- 譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されている YSさんで、年齢は60歳です。
- 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅となっております。
- 申請地は、伊佐市大口大田字比良1887番5で、地目は田、地積は491㎡で、農地区分は第1種農地であります。
- 所在地は、木崎自治会館から北西へ約300mに位置しており、南側と西側は道路、東側と北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われ
- ます。
- 添付書類として、全部事項証明書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。
- 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。
- 議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
- 議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて、申請件数4件について、処分決定4件が処分決定いたしました。

議案第6号

議長

議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る12月21日、申請人の代理人 Kさん立会いのもと、1番推進委員、19番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしまして、2番が報告いたします。

申請人 ISさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字新川1688番2で、地目は畑、地積は191㎡です。

非農地となった時期及び理由としまして、平成元年頃、申請人の先代が生前自宅の敷地の一部として利用していたもので、北側には道路がありその残地だったということです。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長

2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

- 議長 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
- 2番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る12月21日、申請人のTNさん立会いのもと、1番推進委員、19番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましてので、2番が報告いたします。
- 申請人 TNさんは、伊佐市大口堂崎に居住されています。
- 申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰1792番1、地目は田、地積は1,015㎡です。
- 非農地となった時期及び理由としまして、平成17年11月4日に競売により取得しましたが、前所有者の頃より既に事務所兼倉庫として利用されており、現在も当時のまま管理しているとのことで、一面舗装がされております。
- 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
- 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。
- 委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。
- 議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
- 議長 整理番号3番につきましては、取下げ申請が提出されました。
- 議長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして
農 業 委 員 て去る12月21日、申請人の兄弟で NRさん立会いのもと、7番農業
委員、16番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましてので、
1番が報告いたします。
申請人 MKさんは、鹿児島市東坂元に居住されています。
申請地は、伊佐市大口牛尾字峯崎269番外2筆、地目は畑、地積は合
計1,062㎡です。
非農地となった時期及び理由としまして、平成9年頃、市道の改良工事
に伴い道路に溜まった雨水や隣の畑からの雨水も流れ込み、土を入れたり
溝を造ったり色々な対策をしてきましたが、耕作不能となりその後は宅地
の一部として、庭木など植えたりして管理してきたとのことです。
所在地は、牛尾小学校より西側へ約300mに位置し、東側は畑と宅地、
西側は田、南側は田、北側は宅地と畑となっております。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性
は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提
出されています。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告
を終わります。
- 議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。
- 議 長 議案第6号「非農地証明願」4件申請のうち、1件の取下げ3件の許可
が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について事務局よりご説明いたします。

番号1番申請人 KEさんは市外住民の方です。

申請地は、伊佐市大口里字一ツ橋ノ元530番外2筆で、寺師医院より西へ約200mに位置し、地目は田、地積は3筆計2,310㎡で、良く管理された農地であります。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特定農地として区域指定して特段問題はないと思われます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、地番指定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 全員挙手。

よって整理番号1番は、地番指定が決定いたしました。

議 長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件申請のうち、1件の許可が決定いたしました。

————— 議案第8号 —————

議 長 議案第8号「辞任届」の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号の辞任届についてご説明いたします。

平成30年12月6日付けで、農地利用最適化推進委員の KKさんより辞任届が提出されました。

理由につきまして、「一身上の都合により12月31日をもって農地利用最適化推進委員の職を辞任したいのでご了承願います。」と、書かれております。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができますとあります。

委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第8号事務局の説明にとおり、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第8号「辞任届」の承認については決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をします。
去る5日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

21日、現地調査を一斉にしております。27日、本日は第9回農業委員会の総会です。

1月の行事予定ですが、10日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。30日が第10回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

なお、本日は18時30分より恒例の忘年会を計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、平成30年度 第9回農業委員会総会を終わります。

事務局 姿勢を正してください。
一同礼。

事務局 おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時23分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 8 番